

大阪府北部地震及び台風など自然災害による
一部損壊家屋への府独自支援策を求める意見書

本年6月以降、大阪府北部地震、西日本豪雨、台風21号・24号などによる、大阪府民への被害が激甚となり、日常生活は大変な状況にある。連続した災害により、家屋の損壊が激しく、台風21号による大阪府内の罹災証明の総数は、54,000件を超過しており、高石市においても、1,500件を超えている。

大阪府においては、高槻市における北部地震による全壊・大規模半壊家屋への国支援の決定を受け、「府独自支援」を検討されている。

本市においては、家屋の一部損壊に対して独自の家屋改修費用への支援策は立てられておらず、府内的にも統一されておらず、「不合理」との意見も出ている。

将来的にも、南海トラフ巨大地震の発生やスーパー台風の襲来も指摘されている状況の下で、その備えを整備することも必要である。

従って、大阪府においては市町村と協議しながら、全壊・大規模損壊にとどまらず、一部損壊家屋についても府独自の支援策を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月12日

高石市議会